平成２３年（フ）第６７０号
静岡市清水区草薙杉道３丁目２番20号　カドデ草薙203号
債務者　西山　　正
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９８号
静岡県榛原郡吉田町川尻825番地の９
債務者　松本　　博
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１０００号
千葉県市川市大野町２丁目1849番地７
破産者　アルベール有限会社
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９１６号
千葉県船橋市本町７丁目８番13―402号
破産者　三角　英司
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１７号
千葉県市原市玉前西１丁目２番地30
破産者　岩元　　博
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４０号
仙台市青葉区国見３丁目２番27―103号、開始決定時の住所千葉市中央区稲荷町１丁目12番３号サンウィング稲荷町202号
破産者　鈴木　秀史
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２７号
兵庫県姫路市野里上野町１丁目15番10―102号龍野ハイツ、開始決定時の住所兵庫県姫路市豊富町豊富3720番地
破産者　山岡　孝子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０７４号
札幌市白石区南郷通14丁目南３番11号
破産者　有限会社ダイワ測量設計事務所
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６２号
東京都江東区北砂５丁目20番７―603号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市二和東４丁目８番19号
破産者　株式会社ネットワークシステムズ
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３６３号
東京都江東区北砂５丁目20番７―603号
破産者　山岡　　亨
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６４号
千葉市中央区椿森２丁目16番12号　サンシャイン千葉203号
破産者　田澤ツヤ子
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３０号
千葉県船橋市大穴北２丁目42番25号　グレース船橋Ｂ―201号
破産者　泉　　哲也
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３７０号
千葉県船橋市松が丘３丁目55番８号
破産者　小井　茂久
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３７１号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目13番８号相栄プラザ504号
破産者　有限会社加翔
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４００号
千葉県市川市北国分４丁目10番９号
破産者　横田　正洋
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０２号
東京都港区西新橋１丁目１番15号
破産者　株式会社コンコルドマリン
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２９７号
東京都大田区大森北１丁目26番11―401号
破産者　有限会社オーエムティー
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３５号
福井県鯖江市鳥羽３丁目２番15号
破産者　有限会社ダブル・アイ企画
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
福井市東郷二ケ町第34号23番地１、実際の本店所在地福井市高塚町307―１
破産者　親栄建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３８号
名古屋市守山区菱池町20番10号
破産者　有限会社タイセイ興産
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７０６号
名古屋市西区名塚町５丁目65番地
破産者　株式会社Ａ・Ｓ・Ｐ・ステーション
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部